

令和 4 年度第 3 回計画評価・策定部会の報告について

1 計画評価・策定部会の目的

計画評価・策定部会では、東京都の自殺対策計画について評価・検証及び検討を行う。

2 開催日時

令和 4 年 11 月 29 日（火曜日）午前 10 時 00 分から正午まで

3 議事等

次期「東京都自殺総合対策計画」（案）について

【主な意見】

【第 1 章 東京都自殺総合対策計画の改定にあたって】

- 前回の部会において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響についても盛り込んでいただきたい旨の意見を出させていただいた。自殺者数について、長期にわたるコロナ禍における影響を踏まえた記載となっていることは評価できる。
- 令和元年までは自殺者数・自殺死亡率が減少しており、新型コロナウイルスの感染が拡大した令和 2 年以降、一転して増加傾向にある状況は全国でも都でも同様であるが、都においては多岐にわたる様々な対策を全国に先駆けて実施していたことから、全国と比較しても低い数値で推移したのではないかと思う。
- （3）これまでの都の自殺対策の取組と評価の●の 5 つ目に「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で自殺の要因の要因となり得る様々な問題が悪化したこと等により」との記載があるが、非常に曖昧な表現になっている印象を受ける。この間、有名人の自殺報道等、他にも自殺者数の増加に影響があったと思われる要因もあった。専門家の間でも自殺との因果関係が明らかではないといった意見などもあり明確に記載することは難しいと思われるが、「様々な問題」という記載部分は具体的に記載するなど、明確にすべきではないか。
- （4）都における今後の自殺対策の基本的な考え方について、幅広い属性を支援対象として想定した記載にさせていただいた印象を受けた。悩みを抱えている方を早期に適切な支援窓口につなげる取組を強化するという点に関して、悩み事があればすぐに相談窓口につなげれば問題が解決するのかという点については改めて考える必要があると思う。都においても、児童・生徒に対する SOS の出し方に関する定期的な教育等を実施する旨の記載があるが、自身の問題対処能力を伸ばしていくことも大事ではないか。表現の仕方によっては、自己責任論と受け止められてしまう恐れもあるため、記載方法は難しいとは思いますが。

【第 3 章 都における今後の取組の方向性と施策】

（1）レベルの実践的な取組への支援を強化する

（2）都民一人ひとりの気付きと見守りを促す

（3）自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

○先日、自殺対策についての区民との意見交換を実施したところ、今回の計画改定案にも盛り込まれ

ている若年層の自殺対策についての関心が非常に高い印象を受けた。もちろん20歳代、30歳代へのアプローチは大事ではあるが、予防教育といった観点からは、より若い世代へ自殺の現状を伝えることや教育的なアプローチを実施することなど、5年後、10年後を見据えた取り組みも重要ではないか。当区においても、学校から要望があれば区の保健師が健康教育を実施している。学校と区市町村が連携して自殺予防教育のアプローチを実施していくためにも、組織間の垣根を下げような視点を踏まえた対応を都にお願いしたい。

(4) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場における労災認定では、メンタルヘルスの問題、特に女性では、ハラスメントの問題が増加しているという結果のデータが出ているが、中小企業や大企業など、企業形態によって状況は異なり、すべての職場領域に対して情報提供や普及啓発、研修実施等を実施することは困難であると感じる。しかしながら、ハラスメントの定義が法律でも明確化され、国も施策を充実し幅広く事業を推進する中で国民の認知度は向上している。こうした取組をより推進していくためには何よりも職場における風土づくりが大事であると思う。

(5) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 依存症にはギャンブルやアルコール、薬物など様々なものがあり、ギャンブル依存と自殺には相関関係があるとの研究結果があるが、ネット依存にも相関関係があることが海外での調査・研究結果が明らかになっている。ネット依存についても、より若い世代からの教育・周知が必要ではないか。依存症にも様々なものがあることが伝わると良いと思う。
- 精神保健医療福祉サービスを受ける前提として、保健所や保健センターで保健師に相談を受けるといったことも大事であると考えている。精神医療を受診することについてハードルが高いとの記載があるように、保健所などの相談サービスについても盛り込まれると良いと思う。(4)の項目には記載されているが、(5)でも記載があると良いと思う。

(7) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 自殺未遂者は自殺企図を繰り返す方が多く、警察でもその都度、医療機関への搬送を行う。搬送できない場合はご家族への引き渡しを行っている。警察や消防職員の対応力向上については必要であると感じているが、自殺未遂者には精神疾患の方も多く、対応には医学的な知識が必要であるケースもあるため、限界もあると感じる。警察は法律上、一時保護しかできないため、可能な限り早期に医療機関や行政部署に継続的に繋げる対策が必要であると思う。
- 遺族の方との関わりの中でも感じることであるが、未遂を繰り返した末に亡くなっているケースが非常に多い。自死遺族が相談できる支援機関はあるが、未遂があった時に未遂者の家族が相談する機関がない。再度の自殺企図を防ぐためには、家族へのサポートが必要であると考えている。
- 自殺未遂を繰り返す方にどこかでアプローチができればと思う。ポイントは、計画案に記載されているとおり、救急医療機関や警察・消防など、自殺未遂者の接する機会が多い立場の方々だと思う。そうした観点で管内の消防署にも当区の取組や自殺の現状をお伝えするなど、地域の中でできることをやっていこうと取組を進めているが、チラシ1枚配るだけでも、所轄の判断だけでは難しいとの意見もあるため、都として消防庁に働きかけいただければ区市町村としては動きやすい。地域の中で完結できることは地域で対応するということがベースにあるため御検討いただければと思

う。

(8) 遺された人への支援を充実する

- 遺族支援は非常に外からは見えにくく、自殺対策の中でも難しい位置づけであると思う。今回、都の計画案の中でも非常に丁寧に扱われていることに心を動かされた。特に今回の自殺総合対策大綱の改定では「自殺により遺された人等に対する迅速な支援を行う」という文言が追加された。これまでの遺族支援の取組は中長期的な視点に立つ取組が多かったが、大綱を踏まえ、都においても迅速な支援を進めることが喫緊の課題であると思う。
- 死因に関わらず、身近な人や大切な人の死は残された人に様々な感情を抱かせ、心や体の変化をもたらすことがある。これは長い間の課題でありながらも、「自殺対策」としては取り上げられない状況であった。実際に自死遺族・遺児以外の支援を実施している動きも都内にはあると思う。文言を入れるだけでなく、連携を進めながら、情報提供等できるところから具体的に進めていただきたい。

(9) 民間団体との連携を強化する

- ネットワークの充実について、「各民間団体が情報共有して、より良い自殺対策を」という側面、「団体の相談員や働いている方が支え合う」という側面の双方の意味でネットワークの充実を図ることが重要であると思う。情報共有、相互に顔が見える関係、との記載になると良い。

(10) 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- 「子供」との記載があるが、「子ども」にすべきではないか。
- 教育庁としては、子供の自殺はゼロにすることを目標として2つの視点から取り組んでいる。一つは、子供の様子を教員がよく見て小さな変化などをキャッチし、支援が必要であれば心理の専門家や医療の専門家等につなぐなど、支えることをしっかりやっていくこと。具体的には、スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実やスクールソーシャルワーカー活用事業の推進、相談窓口の充実といった取組をしっかりと進めていきたい。もう一つは、子供の力を育むということ。子供が生きていく上で必要な力として、困ったことがあったときに SOS を出せる、トラブルや困ったことがあったときに自分で解決できる、対処できるような力を育てていくことが重要。この2つの視点を持ってしっかりと取り組んでいきたいと考えている。
- 具体的な取組が複数挙げられているが、挙げられているそれぞれの取組同士の関連やつながりを意識しなければ、実効的な成果は出ないと思う。自殺対策として取り組んでいる取組もあれば、教育全体の取組の一つとして取り組んでいることもあるため、そういった関連も意識しながら取り組んでいきたい。
- 子供政策連携室の「東京都子どもホームページ」を拝見したが、とてもかわいらしく分かりやすいと思う。しかし、具体的な相談ページに飛ぶと、運営窓口のホームページでどこを見たら相談できるのかが分からなくなる。相談窓口の手段も丁寧に掲載されているが、「電話」が多いと思う。子供は電話が苦手なケースもあるため、もう少し、SNS やチャット機能の相談を拡充できるよう、既存の相談団体等と相談体制を整えていただけると良い。「東京都子どもホームページ」を活用して SOS の出し方教育を実施したり、こうしたサイトの使い方等も教育に含めていくと、より良いと感じた。

○大学向けの動画コンテンツは、都だけでなく、全国の大学にも広まるようなモデルになればと思う。

(11) 勤務問題による自殺対策を更に推進する

○自殺は有効求人倍率との相関がどうしても出てくると思う。現場でどれだけリスクに対して支援や予防ができるか、一律にこうすればこうなるといえないところもあり難しいと痛感しているが、ある程度の規模の企業であれば、一定程度専門のスタッフがいると思う。それをさらにどう進めていけるかが課題であると思う。

(12) 女性の自殺対策を更に推進する

- 「とうきょうママパパ応援事業」と「乳児家庭全戸訪問事業」が記載されているが、産後うつのおクリーニングは乳児家庭全戸訪問事業でも実施されていると思われるため、記載した方が良いのではないか。「とうきょうママパパ応援事業」では産婦健康診査の中にその趣旨の記載があるが、少し分かりづらい。
- 「女性相談センターの運営」について、先般、困難女性支援法が成立したと思うが、施行後は売春防止法に基づく婦人相談所ではなくなると思う。今後の本計画の公表時期に合わせて記載を検討いただいた方がよい。婦人保護施設も女性支援施設に移行することになると思われるため、補足させていただく。
- 「赤ちゃんを亡くされたご家族のための電話相談」でビフレンダーという言葉が使われているが、あまりなじみがない。ビフレンダーというと自殺防止センターの活動でよく使われているものではあるが。